

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 8月17日	令和7年 9月1日	市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン（令和7年4月改定版） 要望等記録制度指針（令和5年4月改正版） 整理番号R7-01-86 関連にかかる聴き取り調査について	公開	号	政策企画室	広聴担当
令和7年 8月17日	令和7年 9月1日	文書の送付について 公職者への連絡について	部分公開	1号	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 8月17日	令和7年 9月1日	以下のメールについて メール1 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、これまで本市行政に対する様々なご意見・お問合せ等を賜っておりますが、過去に本市職員としてご活躍されたご経歴から、令和7年6月9日以降に公職者の立場から口頭でなされるご意見・お問合せ等の内容が「要望等」に該当する場合は「要望等記録制度」に則って対応させていただくことが適切と判断いたしましたので、ご案内申し上げます。なお、ご意見・お問合せ等が単に事実、手続等に関する問い合わせに属するものに該当するなど「要望等記録制度」の対象外の事項である場合は「要求」として取り扱い、適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。また、この間、「市民の声入力フォーム」を通じてご意見・お問合せ等をお寄せいただいておりますが、公職者を市民とし、そのご意見・お問合せ等を「市民の声」として取り扱うことは広聴制度の一貫性に欠けることもあり、令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当課長 電話 06-6208-7331 メール2 大阪市にお寄せいただくご意見・お問合せ等について 平素から大阪市政へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。先日は、足元の悪い中來庁いただきありがとうございました。その際に受け付けたご意見・お問合せ等につきまして、回答の手段についてメールをご希望されていましたが、要望等記録制度指針において回答は「文書」で行うことと規定されていますので、回答送付先の氏名・ご住所をご教示くださいますようお願いいたします。当方の確認不足によりお手数をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。また、ご説明させていただいたとおり、今後は「公職者」としてご意見・お問合せ等をお受けさせていただきますので、「市民の声入力フォーム」によりご意見・お問合せ等をお寄せいただくことはご遠慮いただくようお願いいたします。ご存じのとおり「市民の声入力フォーム」は市民のために整備しているものです。公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします。 なお、申し訳ございませんが、受付番号25-02699、25-02700につきましては、各所属の担当課を把握しておりませんので伝達いたしかねます。電磁的記録でご意見・お問合せ等を寄せられたい場合は、先述のとおり、担当課のお問い合わせフォームをご利用ください。 最後に、今後市民として「市民の声入力フォーム」よりご意見等をご投稿いただくことがありましたら、居住区を正しく選択いただきますことをお願いいたします。ご承知のことと存じますが、広聴年報等にも関わってまいる数値ですのでご理解ください。 引き続き、大阪市政にご理解とご協力をお願いいたします。 大阪市政策企画室 市民情報部 広聴担当 電話 06-6208-7331 3. メール1に「令和7年6月9日現在、本市に到達している未処理の文書又は電磁的記録のご意見・お問合せ等並びに今後、文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等につきましては、先述と同様に適切な部署より、必要に応じて連絡させていただく所存です。」とあり、メール2には「公職者におかれましては、面談・電話もしくは本市ホームページにおいて各所属に設置しているお問い合わせフォームによりご意見・お問合せ等をお寄せいただきますようお願いいたします」とありますが、「文書又は電磁的記録によりお寄せいただくご意見・お問合せ等」を要望等記録制度で取り扱うとする根拠が分かる文書を公開してください。 4. これらのメールではメール1、メール2を受信した人を「公職者」とであるとして、その申し出を「市民の声」として取り扱わず「要望等記録制度」で取り扱うとしていますが、その根拠が分かる文書を公開してください。	不存在	号	政策企画室	広聴担当